

する側面などが含まれている。甘肅の環境史を考える上で水利事業とそれを巡る社会組織の活動に関する問題は無視することができない重みを持っている。

おわりに—現代の水利問題への接点—

既述の通り、3に引いた武威の事例は環境史研究の材料としては不十分なものなのかもしれない。私が想定する環境史研究とは社会組織の日常活動をより具体的に描出した上で、何らかの気象イベントに対する社会の反応を取り上げ、それが当時の日常といかに異なり、かつどのような收拾が図られたのかを描き出すことにある。

また、二次資料からは、黒河流域における具体的な事象が読み取れないことがわかった以上、一次資料にその材料の多くを求める必要がある。特に清代に関して言えば、気候変動への対応を確認するためには、档案の活用が最も有効であろう。オアシス・プロジェクトでは、中国第一歴史档案館及び台北故宮博物院から将来した甘肅省の降雨、積雪、農作物価格、自然災害、人口変動その他に関する档案を整理中である。こうした情報以外に档案が行政文書であることから、そこに政策関連情報が含まれていることが期待される。地方、国家のそれぞれのレヴェルで特定の時期にどのような自然事象に対してどのような反応が社会的・政治的に起きたのか、そして逆にそうした時期に自然に対していかなる働きかけを行ったのか、人間を取り巻く環境問題研究という側面から興味が持たれる。

そして、現在の環境問題とつなげて考える為にも、同じ事柄の別側面とも言えるが、以下の3点に注意する必要があろう。第一に、黒河流域では水利技術の進展に伴い紛争は小地域（郷際）において起こっていたことが大地域（省際問題）にまたがるものとなるような展開を見せていく。この点は国際河川の問題にも直結しよう。第二に紛争処理の主催者が誰であるかということである。本来当事者間で解決されるべき問題が、紛争という形をとることによって、地方官の情理による判断を仰ぐものとなった。これが現在ではより中央集権的な国家が紛争処理の主催者となるに至っている。第三にそうではあっても過去の権利関係の調整方法に現代の問題を考える何らかのきっかけがないかということである。

縁起においては取り上げなかったが、オアシス・プロジェクトでは現代の問題を考える横軸的な存在としてオアシス水需給過程グループが組織されている。彼らの研究内容は以下の通りである。

黒河流域における降水過程や氷河過程、河川流出過程、地下水流出過程、灌漑等による地表面からの蒸発過程など水資源変動に関わる個々の素過程を観測し、水資源の評価とその変動要因をあきらかにします。また、同地域の生業、たとえば農業や工業、林業、遊牧、商業それぞれにおける水の利用状況を、現地行政機関等の資料を収集解析し、水資源の変動に対する相互利用やコンフリクトとその克服手法など、水需要と最近の変化に関する社会経済学的評価研究を、環境保全などを含むその他の社会的、宗教的、文化的要因と関連させながら明らかにします。

研究対象とする時期、資料は異なるが、歴史再構築グループと問題关心の方向性は同じである。つまり、人間と自然系との相互作用環を平面軸の上に描き出そうとしている。こうして縦軸と横軸の双方に描き出された相互作用環を前述の3点に注意しながら、プロジェクトを進めていくことが、私たちの課題となっている。

筋のない散漫とした報告になってしまったが、ここで私の三題断は終わりとする。

参考文献

オアシス・プロジェクト・ホームページ

(<http://www.chikyu.ac.jp/oasis/>)

王其英主編『武威金石錄』蘭州大学出版社 2001

張澍輯錄 周鵬飛等点校『涼州府志備考』三秦出版社 1988

白爾恒等編著『溝洫佚聞雜錄』中華書局 2003

黃竹三等編著『洪洞介休水利碑刻輯錄』中華書局 2003

李并成著『河西走廊歴史時期沙漠化研究』科学出版社 2003

吳正科著『黑水國古城』甘肅人民出版社 1998)

鍾廣起撰、張志純等校点『甘州府志』甘肅文化出版社 1995

張志純等校点『高台県志輯校』甘肅人民出版社 1998

夏明方著『民国時期自然災害与郷村社会』中華書局 2000

討論から

鈴木秀光（東北大学大学院法学研究科）

加藤雄三氏（総合地球環境学研究所助手・東京大学東洋文化研究所非常勤講師）の講演は、氏が参加した中国甘肅省における古オアシスの実地調査について多くの写真を用いて紹介すると共に、当時の現地社会を読み解くキーワードとして「水」に着目し、一例として清代社会

における水利慣行と紛争という問題を設定し、当時立てられた水利碑を史料として若干の考察を加えるものであった。

講演後の討論では二時間弱にわたり闊達な論議が繰り広げられた。その際に参加者から提起された質問及びそれに対する講演者の回答のうち、講演の内容確認等を除いたものについて項目立てて整理すると、大略、次のようなになる。

1 土地の概念化

〔問〕 例え西アジアでは水の無い土地は意味を為さない故、水量即ち可耕地となり、結果として水量の単位が土地の単位として援用されるが、調査地域である中国甘粛において両者は何かしら関係があるのか。

〔答〕 当該地域では耕作面積に応じて水を流す時間が定められるため、対応自体は類似する部分があるが、水量の単位と土地の単位はあくまで別個のものである。

〔問〕 中国各地の慣習調査によると土地面積を示す単位はまちまちであったが、そのような単位は文献資料にも表れるものなのか、あるいは調整の単位として各地個別に設定されるものなのか。また史料上の「畝」はどうであるか。

〔答〕 一定面積の土地に一定量の水という形で個別に設定されたものではなかろうか。また「畝」が実測か観念かといった判断は難しいが、基本的には税糧から導かれる概念ではなかろうか。

2 水利関係

〔問〕 西アジアでは水路開鑿時の出資額に応じて水利権が分配されるが、当該地域では原初段階において水利権がどのような形で分配されたか。また水路開鑿主体と土地所有者の関係はどのようにあったか。

〔答〕 後世において、「土地が先に在りきで、その面積に応じて水を配分する」といったレトリックが用いられるが、その原初形態に関しての史料はほとんど存在せず、漢あたりまで遡ってしまうことになる。

〔問〕 水路を管理し、かつ相互で交渉できるような水利組織は存在したのか。

〔答〕 今後の検討課題である。中國内地の陝西や山西などの地域では存在したようであるが、甘粛は現在の所、関係史料を見出すことができない。

〔問〕 中国各地で見られる龍王廟は当該地域にも存在したのか。もし存在したとすれば、そこで調整の話し合いがもたれたのではないのか。

〔答〕 当該地域では水神廟がその役割を果たしたと考えられる。この周囲には水利関係の碑文が集められている。

3 地域の由来

〔問〕 オアシス地域の住民の多数を占めるのは漢族か。

〔答〕 基本的に漢族である。山岳地域ではチベット族やウイグル族が牧畜に従事している。

〔問〕 水利施設が漢代まで遡り得るとすれば、それ以前は水が豊富でそのような施設が不要だったという仮説は成り立ち得るのか。

〔答〕 そもそも当該地域において、漢代以前に水利組織を形成しうる程度の人口が存在していたのか。(この回答に関して、参加者の松井健氏より「国家権力浸透以前は川縁での単純農業であり、浸透後水利を組織したのではないか」という補足がなされた)。

〔問〕 当該地域の歴史に関する一般的イメージとして、漢代以前は匈奴がオアシス地域を押させていたという前提があるため、漢代以前においても既に匈奴が押さえる程度の耕作地が存在していたと理解できるのではないか。

〔答〕 史料からは確認できないが、複合遺跡としては漢代以前のものも確実に存在しているため、考古学的には遡ることが可能かもしれない。

4 紛争事例

〔問〕 訴訟に先立って水利管理者間で何らかの折衝が行われたことが確認できるか。一連の紛争過程で械闘等の暴力が伴っていたか。官側は当該地域の水利関係を把握していたのか。

〔答〕 碑文からは管理者間での折衝の事実は確認できない。純粹に水を巡る訴訟であり、械闘の事実も確認できない。官は水利関係の把握をしていたはず。

〔問〕 「本来は自分の所のものであった」や「開鑿や整備に資金を供出した」など、原告の訴えには何らかの合理的根拠が存在するのか。むしろ真実か否かは不明なるも「窮状をお上に訴える」という形態であったのか。

〔答〕 史料上確認できるものは「耕作地が多いから水が必要である」という論理のみで、それ以上の合理的根拠は確認できない。従って指摘にあるような「窮状をお上

に訴える」といった形態であったと考えられる。

〔問〕一方で官の判断も暫定的解決・均衡をもたらすに過ぎないものの、他方でこうした営為も民間のみでは完結し得ないことは、寺田浩明氏の土地慣行を巡る議論（寺田浩明「清代土地法秩序における「慣行」の構造」〔『東洋史研究』48巻2号、1989年〕など）と類似するが、これは中国一般で見られる形態か。また、ここより近代法学の「権利」概念なるものを抽出できるか。

〔答〕確かに寺田氏の議論と類似している。ここで近代法学の「権利」概念を用いることは行き過ぎであるが、石碑は係争物たる泉のそばに官側が恐らく一定の費用を負担して立てさせたものであって、そこには誰が使うかを明示しているため、官による配分、あるいは官が認めた「権利」とは言い得るかも知れない。ただ他方で当事者、特に繰り返し訴えた側はそれを承認していなかったのではないかろうか。

さて上記討論の内容は、それを俯瞰した時、大きく二つの観点を見出しえるように思われる。それは「人間は環境をいかに認識するか」という観点と「環境認識はいかにして形成されたか」という観点である。以下、門外漢ながら討論の内容に即して若干の所見を述べることで、討論の整理・紹介を依頼された筆者としての責めを塞ぎたい。

まず前者の「人間は環境をいかに認識するか」という観点であるが、これは主に①～③の項目から見出しえる。

例えば①と②の項目に係る西アジアの事例との比較を通じて、西アジアと甘肅は同じく乾燥地域であることから、環境、特に水を巡る対応は類似する点も多く見受けられることが確認された。しかしそのような対応から帰納し得るはずの環境概念は、一定量の水量を基準としてそれを土地概念にも援用する西アジアに対して、「初めに土地ありき」の発想であって国家に納める税糧を前提とする甘肅という回答がなされたように必ずしも一致せず、むしろ中国内地との比較を通じてそちらに親近性を有することが判明した。

ただ、③の項目で調査対象たるオアシス地域の住民の多数を占めるのは漢族であるという回答がなされるとともに、漢代以前の当該地域における非漢族による農耕の可能性の指摘がなされたことから考えれば、甘肅における環境認識についての上記見解は、なお「漢族」という留保を要するであろう。従って環境認識に関して今回の討論より導き出された内容は、「甘肅のオアシス地域に居住する漢族は、環境への対応を見ると西アジアなど他の乾燥地域との類似性が確認できるものの、その概念化は

中国内地のように土地面積を基準としており、それは国家に納める税糧を前提とした発想である」とまとめることができる。

次に後者の「環境認識はいかにして形成されたか」という観点であるが、これは主に④の項目から見出しえる。

例えば今回紹介した紛争事例について、当事者間の折衝や械闘等の暴力行為が確認できること、また訴えに際して原告側に合理的根拠が確認し得ず、それは「窮状をお上に訴える」という形態であったという回答がなされたが、ここより紛争を当事者間で解決しようとする志向性が希薄であり、それに反比例して地方官の判断が重要な役割を占めていたと理解できる。これは、紛争に先立って存在する水の配分を巡る認識のズレに関して、実際にそこに生活する当事者間では解消することができず、地方官より新たな認識を「提示される」ことによって解消が可能であったことを意味する。従ってここでの環境認識は、自らの再生産の過程で知覚的・経験的に形成されるというよりも、むしろ権威ある第三者たる地方官により外から「与えられる」ものであったと言える。そしてそれは、当該地域の漢族による環境の概念化が、国家に納める税糧を前提とした発想であったことによって裏付けられる。

しかし他方、同じパターンの訴えが繰り返されたという講演内で指摘する事実は、そのような環境認識が裁きという形で提示された当事者間においてすらも確定的なものとならず、あくまで暫定的なものに止まっていたことを示唆する。その意味で、ここでの環境認識は個々の事象から離れて普遍性を持ちうるような性質を有しておらず、むしろ個々の事象に対して個別具体的に設定され、かつ状況次第で容易に変質するものであったと考えられる。

さてこのような外在的かつ可変的な環境認識の形成にあたって、注目すべきは地方官の役割である。周知の如く清代の地方官は一般に科挙官僚であって、彼らは出身地以外の地域に赴任し、数年で転任することが基本となっていた。科挙という同様の任用過程を経て官僚となり、また特定地域の事情を経験的に熟知し得ない地方官がその地域における環境認識を「提示する」ことは、仮に官僚個々の判断が個別具体的であったとしても、それを総体として見たとき一定の方向性を有することになったと考えられる。なぜなら、科挙というシステムが同様の価値基準を持つ人物を官僚として再生産し、かつ当地の事情を経験的に熟知し得ない地方官は、結局自己の持つ価値基準に照らして何らかの判断を下すしか無いからである。当該地域の環境認識が同様に乾燥地域である西

アジアよりもむしろ中国内地と親近性を有している理由の一つは、ここに求め得ると考えられる。

以上、今回の討論より見出される二つの観点から導き出された上記見解は、多くの事例を踏まえて検討していないため、当然仮説の域を出ない。それ以前にそもそも門外漢であるが故の的外れな見解とも考えられるが、その点については読者諸氏のご寛恕を請う次第である。

「中国法研究における固有法史研究、近代法史研究及び現代法研究の総合の試み」班研究の紹介

西 英昭（東京大学大学院法学政治学研究科）

今回の講演は、東京大学東洋文化研究所高見澤磨教授を班主任とする班研究「中国法研究における固有法史研究、近代法史研究及び現代法研究の総合の試み」との共催として設定されたものである。以下、講演者の加藤氏もメンバーの一員として参加する同班研究について、最近の研究内容と共に若干の紹介を行っておきたい。

同班研究は、旧来の中国法研究において比較的研究蓄積の厚い清朝以前及び中華人民共和国時期の間に位置し、比較的手薄であった清末・民国時期を取り上げ、前後の時代を扱う研究の成果を十分に吸収しつつ、それらとの断絶・連続の両側面に注目し、中国における近代法史をいかに構築するかという課題に取り組んでいる。中国近代法史は近年中国・台湾に於いても急速に注目を集める分野であり、班研究と海外研究者との交流も盛んに行わ

れている。また同時代が日本の近代及び現代法学との間に有する関係についても意欲的な探求が試みられている。

班研究での具体的な一つに中国近代法史の出発点の一つとして議論されてきた国際法のアジアへの導入の問題がある。班研究では条約の一つ一つを精読し、また『万国公法』や其他国際法文献の翻訳の問題についても、その原典を精読することにより旧来の議論の基礎を改めて検証する作業が行われている。成果としての『万国公法』等国際法テキストのデータベースも作成中である。

最近では、新たに東洋文化研究所図書館に於いて発見された故我妻栄教授旧蔵のアジア法制関係文書資料の整理が行われた。民法学の権威として夙に著名な同教授の残された資料は、法制関係が東京大学法学部図書館に、アジア関係と見込まれるものが東洋文化研究所に寄贈されている。法学部では蔵書部分が同図書館に於いて整理公開され、文書資料は同附属近代日本法制資料センター原資料部がその整理にあたり、完全・詳細な目録が『我妻栄関係文書目録』（同部・2003. 3）として公開された。一方の東洋文化研究所に於いては、蔵書部分が『我妻栄先生旧蔵アジア法制関係文献資料目録』（同所・1982. 3）として整理・公開されていたが、文書資料に於いては久しくその存在が知られず、今回の班研究活動を通じてその整理が行われたものである。この一群の文書資料は文庫本体の書籍とあわせて貴重な史料群を成すものであり、加藤氏の論考「東亞研究所第六調査委員会支那都市不動産慣行調査概観」（法生活と文明史 Historia Juris 比較法史研究－思想・制度・社会11・2003. 3）における分析で得られた知見は、今回の整理作業に於いて大きく貢献するものであった。

人間-環境系ニュースレター 第5号

2004年2月20日 発行

東京大学東洋文化研究所広域連携研究プログラム
「アジアの人間-環境系モデルの構築とその実践的検討」
コア・メンバー 原 洋之介・松井 健・高見澤 磨・菅 豊

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
tel. 03-5841-5872 (松井)、5875 (菅) fax. 03-5841-5897
E-mail. hugeo@ioc.u-tokyo.ac.jp